

この書面は「特定商取引に関する法律」に定める特定継続的役務提供契約の概要について記載した書面であり、エステティックサービス契約に先立ってお客様にお渡しする書面です。
内容を十分にご確認の上、ご契約をお願いします。

エステティックサービス概要書面

1、エステティックサービスメニューについて

コース名・時間・料金等の詳しい内容は当サロンのコース案内パンフレットをご覧ください。

2、ご希望の役務内容と概算額

20 年 月 日 お名前 _____

① 〈 入会 〉

入会期間	入会金
20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	¥ _____

② 〈 役務の内容 〉

コース名	時間(分)	単価	回数	総時間数	金額
					¥ _____
					¥ _____
					¥ _____
					¥ _____
合 計					¥ _____

〈 役務提供期間 〉 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

役務提供期間は双方の合意により延長できるものとします。期間延長は、役務提供期間満了日の30日前までにお客様よりお申し出ください。

③ 〈 関連商品 〉 コースを受けるにあたり必要となる商品

商品名	種類	単価	数量	金額
				¥ _____
				¥ _____
				¥ _____
				¥ _____
合 計				¥ _____

お支払総合計金額 ① + ② + ③ ¥ _____

3、お支払い方法及びお支払時期

お支払方法	お支払時期	金額 (分割払手数料含む)
現金持参・デビットカード	20 年 月 日	¥ _____
現金振込・クレジットカード1回払い	20 年 月 日	¥ _____
クレジットカード 支払回数 回	クレジット会社名	初回・最終回 ¥ _____
ショッピングクレジット 支払回数 回	年 月より毎月 日引落	通常各回 ¥ _____

割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。詳しくは各クレジット会社の契約書をご覧ください。

会社名
代表者氏名
所在地
電話番号

印

4、クーリング・オフについて

- ①お客様は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面により契約を解除することができます。これを「クーリング・オフ」といいます。
- お客様がクーリング・オフをした際には、違約金及び利用した役務の対価等の支払いをすることは不要です。
- 又、当サロンが、当該契約に関してお客様から金銭を受領しているときは、速やかに全額を返金いたします。
- 但し、関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（当サロンがお客様に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除きます。）は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。
- ②当サロンがお客様に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合は、お客様は、改めて当サロンからクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、当サロンより説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、クーリング・オフをすることができます。
- ③関連商品の引き渡しが行われている際には、当該関連商品の引き取りに要する費用は当サロンの負担とします。
- ④クーリング・オフは、お客様が書面を当サロン宛に発信したときにその効力が生じます。

5、中途解約について

お客様は、クーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め契約の中途解約ができます。但し、関連商品の内、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（当サロンがお客様に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除きます。）は、当該商品に限り中途解約をすることができません。又、未使用であっても、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。

なお、関連商品のみの中途解約は認められません。

中途解約時の費用として、次の料金をお支払い頂きます。

- ・「役務提供開始前」 _____ 円（上限2万円）
契約締結及び履行のために要する費用としてお支払い頂きます。
 - ・「役務提供開始後」 精算金 = お支払済総額 - ①提供された役務の対価 - ②関連商品代金 - ③解約手数料
- ① 提供された役務の対価（1回当りの役務料金×利用回数）
- ② 関連商品代金（以下の1から3の合計金額）
1. 健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品のうち開封又は使用したものの代金
 2. 上記1を除く関連商品が返還された場合はその※通常の「使用料相当額」
 3. 上記1を除く関連商品が返還されない場合は商品代金全額
- ③ 解約手数料 2万円又はご契約残額（未消化役務残額）の10%に相当する額のいずれか低い方の額
- ※通常の「使用料相当額」= [_____] + { (販売代金 - [_____]) × (使用期間 ÷ 契約期間) }
- 関連商品として購入された下着類、美容機器類で、開封使用したのものについては、上記の計算により通常の使用料相当額をお支払い頂きます。但し、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は商品代金全額となります。
- ・役務提供期間が過ぎた契約については、中途解約はできませんのでご注意ください。
 - ・クレジット等をご利用の場合の精算は各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

6、キャンセル料について

お客様のご都合により当日予約をキャンセルされた場合は所定のキャンセル料(別紙参照)を頂きます。

7、前受金の保全措置について

前受金保全措置については以下のとおりです。

- ・行っています。具体的には _____
- ・行っていません。